

平成30年度天草市社会福祉法人指導監査結果

【法人運営】

項目	指摘事項	根拠 (指導監査ガイドラインの項目)	改善状況	
			通知法人	改善済
評議員・評議員会	評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない場合	指導監査ガイドライン I 3(2)1	3	3
評議員・評議員会	決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを、法人が確認していない場合	指導監査ガイドライン I 3(2)2	4	4
評議員・評議員会	議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である場合	指導監査ガイドライン I 3(2)3	2	2
評議員・評議員会	計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない場合	指導監査ガイドライン I 3(2)4	1	1
評議員・役員	欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がいる場合	指導監査ガイドライン I 3(3)1 指導監査ガイドライン I 4(3)1 指導監査ガイドライン I 5(2)2	5	5
監事	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない場合	指導監査ガイドライン I 5(2)1	13	13
理事会	招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない場合	指導監査ガイドライン I 6(1)1	3	3
理事会	議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを、法人が確認していない場合	指導監査ガイドライン I 6(1)2	3	3
理事会	理事会の議決を要する事項について、決議が行われていない場合	指導監査ガイドライン I 6(1)2	1	1
理事会	理事長は理事会において、法令又は定款の定めに基づき、3か月に1回以上、職務の執行状況を報告していない場合	指導監査ガイドライン I 6(1)4	1	1
管理	基本財産である不動産の登記が適正になされていない場合	指導監査ガイドライン III 2(1)1	1	1
その他	必要な事項が、インターネットの利用(法人ホームページ等)により公表されていない場合	指導監査ガイドライン III 4(3)1	1	1
計			38	38

※指導監査結果の「改善状況」は、法人から提出のあった報告書により確認したものです。

平成30年度天草市社会福祉法人指導監査結果

【経 理】

項 目	指 摘 事 項	根 拠	改善状況	
			通知法人	改善済
会計管理 規程・体制	経理規程の内容が、法令又は通知に反する場合	指導監査ガイドラインⅢ3(2)1	6	6
会計管理 規程・体制	経理規程及びその細則等に定めるところにより、事務処理が行われていない場合	指導監査ガイドラインⅢ3(2)1	3	3
会計管理 規程・体制	経理規程が定款の定める手続きにより、決定されていない場合	指導監査ガイドラインⅢ3(2)1	3	3
会計管理 会計処理	会計処理の基本的取り扱いに合わない会計処理が行われている場合	指導監査ガイドラインⅢ3(3)2	2	2
会計管理 会計処理	補正予算の編成について、定款に定める手続きが行われていない場合	指導監査ガイドラインⅢ3(3)3	1	1
会計管理 会計処理	把握された注記すべき事項が、注記されていない場合	指導監査ガイドラインⅢ3(5)1	3	3
会計管理 会計処理	作成すべき附属明細書が、作成されていない場合	指導監査ガイドラインⅢ3(5)3	3	3
会計管理 会計処理	附属明細書について、計算書類の金額と一致していない場合	指導監査ガイドラインⅢ3(5)3	5	5
計			26	26

※指導監査結果の「改善状況」は、法人から提出のあった報告書により確認したものです。